

横手市農業委員会

令和7年度 第4回

農業委員会総会議事録

令和7年7月15日

令和7年度 第4回横手市農業委員会総会議事録

令和7年7月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	佐藤 保	出	13	高田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	14	近江 清 廣	出
3	佐藤 省 美	出	15	高橋 馨	出
4		欠	16	佐藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	17	高橋 尚 也	出
6		欠	18	小松田 英 人	出
7	佐藤 仁	出	19	高橋 康 弘	出
8	高橋 正 也	出	20		欠
9	佐藤 勇	出	21	武藤 吉 喜	出
10	小笠原 夏 子	出	22	木村 由美子	出
11	新山 武	出	23	堀江 一 彦	出
12	千田 誠 治	出	24	飯野 正 和	出

当日の欠席委員

4番 石山 俊彦 委員
 6番 千葉 肇 委員
 20番 丹波 賢太郎 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
大森地域局	農委事務局主事	堀 江 つくし
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主事	佐々木 愛 果

議長	<p>本日の出席者数は21名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第4回横手市農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、当職より 10番 小笠原 夏子 委員 11番 新山 武 委員 の両名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程2、「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はじめに「1番」は、議席番号14番 近江清廣委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号14番 近江清廣委員 一時退席)</p>
議長	<p>「1番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。議案書2ページをご覧ください。 「1番」は、雄物川地域局管内からの申請です。農業廃止のため、親族へ農地を贈与するものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号1番に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。

事務局

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 14 番 近江清廣委員 着席)

議長

次に、「2 番」から「14 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「2 番」から「14 番」まで、13 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

「2 番」、「3 番」は、増田地域局管内からの申請です。いずれも、買受により経営規模の拡大をするものです。

「4 番」から「6 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「4 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、経営縮小のため、親族へ農地を贈与するものです。「6 番」は、自宅に隣接する農地を買受するものです。

「7 番」から「9 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「7 番」は、農業廃止のため、親族へ農地を贈与するものです。「8 番」は、農業廃止のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。

「10 番」、「11 番」は、大森地域局管内からの申請です。いずれも、農地中間管理機構が実施する特例事業、農地売買等支援事業を利用し 6 年分割払いで農地を買い受けるため、分割払い期間中の使用収益権を設定するものです。なお、分割払い完了後は、所有権移転のため、再度農地法第 3 条の申請を行うこととなります。農地等売買支援事業につきましては、別紙資料の末尾に参考資料を添付しておりますので、ご確認ください。

「12 番」から「14 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「12 番」は、親子間での使用貸借権設定をするものです。借人の住所が県外になっておりますが、年間 200 日程度横手市の実家に滞在し、農業に従事しているとのこと。議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を貸付するものです。「14 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。

以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 2 番から 14 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の

皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。「2番」から「14番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「2番」から「14番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程3、「議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はじめに「1番」は、議席番号17番 高橋尚也委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号17番 高橋尚也委員 一時退席)

議長

「1番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページをお開き下さい。それでは、ご説明いたします。

「1番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行令第5条第1号に規定するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第1種農地と判断されます。

事業概要は、申請者の所有する農業用機械等の冬期の格納庫が不足しており、現在育苗用温室として使用しているビニールハウスの内部にコンクリート床板を敷設し、冬期は農業用機械格納庫として、冬期以外は育苗用温室として利用しようとするものです。

土地概要は、申請地は、 地区交流センターから北西へ約1.8kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・南側・東側は「宅地」、西側は「市道」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周囲への影響は無いとのことです。
意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。
他法令については、ありません。

申請地は、第1種農地ではありますが、農地法施行令第4条第2号イに規定する農業用施設であり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月4日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

以上、案件の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、また、農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「1番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「1番」については、許可することに決定いたします。

議長

退席委員の入場を認めます。

(議席番号17番 高橋尚也委員 着席)

議長

次に、「2番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行令第5条第1号に規定するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第1種農地と判断されます。

事業概要は、申請者の長男夫婦が申請地の隣接地にて住宅を建築中であるが、車庫を建築する場所が確保できない状況であることから、申請者が申請地に車庫を建築し、長男夫婦に使用させようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■庁舎から南西へ約2kmに位置し

ており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「宅地」、東側は「田」、南側は「市道」となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は市道側溝へ放流させる計画です。

被害防除は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

他法令については、特にありません。

申請地は、第1種農地ではありますが、車庫を建築しようとするものであり、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6月25日、武藤吉喜委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

以上、案件の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、また、農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「2番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、「2番」については、許可することに決定いたします。

議長

日程 4、「議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをお開き下さい。案件は全部で 5 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 h a 未満の農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。

事業概要は、国道の拡幅工事に伴い申出者の住宅が移転することとなり、新たに住宅を建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、■■■■地区交流センターから北へ約 840m に位置しており、地目は登記が「田」、現況が「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「田」、西側は「国道」、南側は「宅地」、東側は「畑」となっております。

資金計画は、全額補償金で対応するとのことで、国土交通省との土地売買に関する契約書等の内容により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

他法令については、道路法第 24 条の協議中とのことです。

申請地は、第 2 種農地であります。国道拡幅工事による住宅の移転による建築であり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7 月 4 日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 44 条第 3 号に規定する都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であるとの理由から第 3 種農地と判断されます。

事業概要は、申出者は主に建築関係及び宅地造成、分譲を営む法人で、宅地分譲 7 区画を整備しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■庁舎から南西へ約 1.2 km に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側は「宅地」、東側・西側は「田」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により

確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し浄化を経て市道側溝及び水路へ放流。雨水排水は市道側溝への放流及び自然流下させる計画です。

被害防除は、擁壁を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

他法令については、盛土規制法の申請中で、許可見込みです。また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の事前協議中で、終了見込みです。

申請地は、第3種農地であり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月4日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

次に14ページになります。

「3番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法第5条第2項第2号の前段の規定から他の農地区分に該当しない農地で小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

事業概要は、申請者は農産物の生産、加工、販売等を目的とした法人であり、事業が軌道に乗ってきたことにより玄米低温倉庫が必要となったため、宅地内にある農地に建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■庁舎から南東へ約2.1kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、南側・東側・西側は「宅地」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路への放流及び自然流下させる計画です。

被害防除は、宅地内農地であるため、周囲への影響は無いとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。

他法令については、道路法第24条が許可済みです。

申請地は、第2種農地ではありますが、農地法施行令第4条第2号イに規定する農業用施設であり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6月23日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員と事務局で実施しております。

「4番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

農地区分は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第4条第6項

第1号イに規定する農用地区域内にある農地と判断されます。

事業概要は、申請者は農作業の受託・請負等を目的とした法人であり、農作業受託の増加により、現在使用している農業用倉庫が手狭となったことから、新たに農業用倉庫を既存の農業用施設の隣接地に建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、■■■■地区交流センターから南東へ約1.2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「田」、南側は「畑」、西側は「宅地」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

他法令については、ありません。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、横手農業振興地域整備計画の軽微変更により申請地に農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第4条第6項ただし書きより農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができるとされていること、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6月23日、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員と事務局で実施しております。

次に16ページになります。

「5番」は、大雄地域局管内からの申請です。

農地区分は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第4条第6項第1号イに規定する農用地区域内にある農地と判断されます。

事業概要は、申請者は農畜産物の生産販売等を目的とした法人であり、農作業受託の増加により、既存の乾燥施設では処理できない状況にあることから、新たに建築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■庁舎から北西へ約1.6kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側・東側は「田」、西側は「市道」となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水は簡易トイレを設ける計画で、生活雑排水はありません。雨水排水は水路へ放流させる計画です。

被害防除は、法面保護等を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

他法令については、道路法第 24 条及び盛土規制法の申請中で、許可見込みです。

申請地は、農用地区域内にある農地であります。横手農業振興地域整備計画の軽微変更により申請地に農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第 4 条第 6 項ただし書きより農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができるとされていること、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6 月 26 日、小松田英人委員、戸田靖推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、農振の軽微変更通知または農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

7 番

「4 番」と「5 番」の備考欄に期間 30 年と 10 年と記載していますが、まずこの違いについてと、「5 番」の場合は 10 年後にも継続した施設を利用していくことになるかとまたこのような審議になるのか。この 2 点について教えてください。

事務局

使用貸借の 30 年と 10 年ですが、あくまでも申請者が設定した期間でございます。こちらで例えば基準があつて、指定したとか指示したような期間ではありません。また、この期間終了後ですが、実際の貸し人借り人は同一人物ですので、引き続きこの事業を展開する上で継続していくものと思われまふ。あくまでも土地に関しての使用期間が 10 年です。10 年後にまた新たに個々に延長していくこととなりますので、転用に関

	しては再度改めて申請はございません。
議長	よろしいでしょうか。
7 番	はい、わかりました。
議長	他にご質問等ございますか。
5 番	「2 番」の図面で申請地の東側に少しだけ田が残るように見えますが、この転用をした場合にこの田には影響がないと考えてよろしいでしょうか。
事務局	申請地の東側農地が若干残ります。これについては影響がないということを確認しております。その隣に宅地がありますが、今回の申請人は農地を外した部分以外で事業を展開することとなっております。
議長	よろしいでしょうか。
5 番	はい、わかりました。
議長	他にご質問等ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 19 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 19 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに「整理番号 1026 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。
	(議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「整理番号 1026 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利移転になります。

議案書 33 ページの「整理番号 1026 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 8 月 29 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1026 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1026 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)

議長

次に、「整理番号 1029 番」は、議席番号 22 番 木村由美子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)

議長

「整理番号 1029 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。権利移転になります。

議案書 34 ページの「整理番号 1029 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 8 月 29 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1029 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 1029 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)

議長

次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 909 番」から「整理番号 1030 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

はじめに所有権移転になります。議案書 20 ページの「整理番号 909 番」の 1 件は、令和 7 年 8 月 29 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 9 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

議案書 20 ページの「整理番号 910 番」から、「整理番号 911 番」の 2 件は、令和 7 年 8 月 29 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議案書 21 ページの「整理番号 912 番」から議案書 28 ページの「整理番号 982 番」の 71 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 8 月 29 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 20 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議事参与の制限の案件を除く、議案書 29 ページの「整理番号 983 番」から議案書 34 ページの「整理番号 1028 番」の 45 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 8 月 29 日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書 35 ページの「整理番号 1030 番」の 1 件は、受け手が死亡、また受け手の相続人が相続放棄したことにより、中間保有地になった農地です。この度、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田

県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年8月29日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画の未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましても、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号909番」から「整理番号1030番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号909番」から「整理番号1030番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第20号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

以上をもちまして、第4回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10時45分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年7月15日

議 長 飯 野 正 和 _____

署名委員 小笠原 夏 子 _____

署名委員 新 山 武 _____